Ш

中 東 部 県

営住 宅

A棟からI棟まで

表川中東部県営住宅の項を次のように改める。

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

(商政課) ......

山

山口県告示第百八十九号

年山口県告示第三百二十一号)

平成三十年五月八日

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示

(平成九

の一部を次のように改正する。

Ш

口県知事

村 岡

嗣

政

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正

報

○告示

目

次

5月8日 (火曜日)

平成 30年

を「○・九八」に改め、同表周南県営住宅の項中「H棟」を「Ⅰ棟」に改める。

を次のように改正する。 県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部 平成三十年五月八日

山口県告示第百九十号

山口県告示第百九十一号

○」を「二八○」に改め、同表周南県営住宅の項中「四○○」を「三七○」に改める。

表東岐波県営住宅の項中「五四」を「八四」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「四〇

山口県知事

村

岡

嗣

政

三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示 (平成

平成三十年五月八日

山口県知事 村 圌 嗣

政

会社三菱UFJ銀行」に改める。 三の表株式会社三菱東京UFJ銀行の項中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式

(一〇五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、 次の

公衆の縦覧に供します。 同年九月十日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年五月八日から 山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において

平成三十年五月八日

同表旗岡県営 〇・九二

〇・八八

住宅の項中「三二号棟」を「三六号棟」に改め、同表江良県営住宅の項中

「及び六号棟」を「から七号棟まで」に改め、

表東岐波県営住宅の項中

山口県知事 村 岡 嗣

政

平平 .	平成30年5月8日	火曜日	山	П	県	報		(定	期)	穿	£ 295	57 号	
平成三十年五月八日発行   発 行 人   山 口 県 知 事平成三十年五月八日印刷   発 行 所   山 口 県 庁       -					五四四平変平局成更成上	四、国出年月日	ら時間帯 用することができ 年後九時まで 午後九時四五分から 午前六時四五分から 名の脱丘時数を利			三 変更に係る事項の概要 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号 山	名   称 住   住   一 屋出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	所在地 下松市清瀬町一	名 ホーアレブ下公店 一 大規模小売店舗の名称及び所在地